

最近の判例から

(8)

マンションの上階のゴルフパター騒音

(東京地判 平九・四・一七 判タ九七一―一八四) 伊藤隆之

深夜ゴルフパター練習騒音を発生させた、

管理組合の総会等で指摘されたが、事実無根であり、名誉を毀損されたとして、損害賠償等を求めた事案において、慰謝料五〇万円の支払いを命じた事例(東京地裁 平成九年四月一七日判決 確定 判例タイムズ九七一号 一八四頁)。

一 事案の概要

Y(六〇二号)は、平成元年半ば頃から、夜間階上から騒音が聞こえて来ると、管理組合に苦情を訴えた。Yは、同騒音はX(七〇一号室税理士)のゴルフのパター練習音によるものでないかと考え、平成二年九月、Xに問い質したが、Xの試打により、一応納得した。

しかし、Yは、その後も三年間、管理組合の総会で同騒音を問題にし、管理組合は、注

意文書を全戸に配付した。

Xは、同注意文書はXに関する事項と認められるとして、この問題解決のために、音の確認実験と騒音発生の際の調査を提案した。

管理組合の理事会は、平成五年一月、Yに対し、騒音発生の際立ち会ってから通報するよう告知したが、Yから通報はなく、六月の理事会で質したところ、Yは、騒音は続いており、発生源はX方と考えられると明言したが、通報しなかったのは多忙のためだと弁明するだけであった。理事会は、同年七月、これ以上関与できないと通告した。

Xは、同年九月、Yの主張するような騒音を発生させていないのに、Yが管理組合の総会及び理事会で、あたかもXが騒音を発生させているかのような事実無根の発言を行ったことにより、名誉を毀損され、精神的苦痛を受けたとして、Yに対し、損害賠償及び謝罪

広告を求めた。

Yは、Xに対し、ゴルフのパター練習騒音により睡眠妨害等の精神的苦痛を受けたとして、夜間のゴルフ練習の中止及び損害賠償を求めて、反訴を提起した。

二 判決の要旨

これに対して、裁判所は、次のような判決を下した。

(1) Yは騒音が発生していると問題にしておきながら、疑問点を指摘されても耳を貸さず、また、第三者にその騒音を確認させることをしなかったためであり、XがY主張のような騒音を発生させた事実は認められないとし、

(2) Yが、それにもかかわらず、三年間総会で問題とし、発生源がXであることを示唆する発言を行い、理事会でXが騒音を発生させていると明言したことは、Xの社会的評価を低下させ、その名誉を毀損する違法なものであり、

(3) かつ、管理組合の総会及び理事会での発言は、公然性を有するとし、
(4) Yの発言の内容、期間、その行われた機会、Xの地位、当事者双方の事情等を総合考慮して、慰謝料五〇万円が相当であり、

(5) 謝罪広告を命ずることは相当でないとし、
他方、Yの反訴請求は理由がないとした。

三 まとめ

マンションの騒音では、フローリング騒音に関する紛争が多い。受忍の限度内としたもの(東京地判平三・一一・一二判時一四二一―一八七、東京地判平六・五・九判時一五二七―一一六)と受忍限度を超えたとしたもの(東京地裁八王子支判平八・七・三〇判時一六〇〇―一一八、本誌三八―五四)とがある。パター騒音が紛争となったのは、極めて珍しい。おそらく初めてであろう。

本判決は、最後に、「当裁判所は、X及びYが今後とも本件マンションを生活の本拠とし、いわば階上階下における隣人として居住していかざるを得ない関係にあること、その他本件に現れた諸般の事情を勘案し、当事者双方が本判決を契機に、早期に円満な解決を図ることを切に希望するものである」と指摘する。マンション生活においては、互譲の精神が大

(企画調整部調整第二課長)

最近の判例から

(9)

建設廃棄物の野焼き

(津地判 平九・六・二六 判時一六四五―一二二) 伊藤 隆之

産業廃棄物処理業者が、ニュータウンの近くで、建設廃棄物を大量に野焼きし、その悪臭、煤煙により、付近住民に健康被害を生じたとして、慰謝料の支払いを命じた事例(津地裁、平成九年六月二六日判決 控訴 判例時報一六四五号一二二頁)。

一 事案の概要

Xら(夫婦)は、昭和六〇年一二月、三重県Aニュータウン内の土地を購入し、昭和六一年五月自宅療養目的で転居したところ、四七〇m離れた所で、産業廃棄物処理業者Yが建設廃棄物を大量に野焼きし、煤煙や強い悪臭を大量に発生させた。

このため、Xらは、平成三年頃から、頭痛、眼痛、喉の痛み、息苦しき、不眠等の健康被害を生じた。

Xらは、平成三年七月一〇日、Yに苦情を

申し入れたが、Yは、回避措置を講ぜず、行政指導にも従わずに、平成四年七月三日まで野焼きを続行した。

Xらは、Yに対し、損害賠償を求めた。

二 判決の要旨

これに対し、裁判所は、次のような判断を下した。

- (1) 平成四年七月三日以前は野焼きを直接禁止する法律は存しなかったが、産業廃棄物の野焼きが有害物質排出の危険性を有することは周知の事実であり、厚生省も野焼きの禁止を指導していたから、野焼きが付近住民の健康被害及び日常生活の平穩を不当に侵害することのないよう配慮することが要求されており、
- (2) しかも、Aニュータウンは、空気がきれいで、自然環境に恵まれた静謐な住宅地であるから、Yは、特に付近住民に不当な被害を及ぼさ